



2024年6月25日

各 位

会 社 名 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社  
代 表 者 取締役社長 荒木 直也  
(コード番号：8242 東証プライム)  
問い合わせ先 コーポレートコミュニケーショングループ長 田中 周子  
(TEL 06-6367-3181)

## 株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の割当てに関するお知らせ

当社は、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上、および株主重視の意識を高めることなどを目的として、当社及び当社子会社である株式会社阪急阪神百貨店の取締役（監査等委員を含む）、監査役及び執行役員に対して、勤続条件及び業績連動条件を付した2種の株式報酬型ストックオプションを、その役割に応じて付与することとしており、本日開催の取締役会において2024年度における株式報酬型ストックオプションを付与するために、下記のとおり新株予約権の割当てに関して決議いたしましたのでお知らせします。

記

### ■勤続条件付株式報酬型ストックオプション

1. 募集新株予約権の名称  
2024年7月発行新株予約権A（勤続条件付株式報酬型ストックオプション）
2. 募集新株予約権の総数 1,025個  
上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。
3. 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数  
募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数は100株とする。  
ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、各募集新株予約権の目的である株式の数を次の算式により調整するものとする。  
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
  
調整後株式数は、株式分割の場合は当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。  
また、上記のほか、割当日後、各募集新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で各募集新株予約権の目的である株式の数を調整する。  
なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。  
また、各募集新株予約権の目的である株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

4. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各募集新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。
5. 募集新株予約権を行使することができる期間  
2024年7月16日から2024年7月15日まで
6. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - (1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
  - (2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
7. 譲渡による募集新株予約権の取得の制限  
譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
8. 募集新株予約権の取得条項  
以下の(1)乃至(7)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。
  - (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - (2) 当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
  - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
  - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - (5) 募集新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
  - (6) 募集新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合（当該株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生じるものに限る。）承認の議案
  - (7) 特別支配株主による株式売渡請求承認の議案
9. 組織再編における募集新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針  
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割または新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換または株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する募集新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
  - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記6. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項  
上記8. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件  
下記11. に準じて決定する。

#### 10. 募集新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

#### 11. その他の募集新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、上記5. の期間内において、当社及び全ての当社子会社の取締役（監査等委員を含む。）、監査役、執行役員等役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日までの間に限り、当社と新株予約権者の間で締結する新株予約権割当契約書の規定に従い募集新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に拘らず、新株予約権者は、以下の①または②に定める場合（ただし、②については、上記9. に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。
  - ① 2053年7月15日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合  
2053年7月16日から2054年7月15日まで
  - ② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）  
当該承認または決議日の翌日から15日間

#### 12. 募集新株予約権の払込金額の算定方法

募集新株予約権を割当てる日におけるブラック・ショールズ・モデルにより算定した募集新株予約権の公正価額を払込金額とする。

上記により算出される金額は募集新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。

なお、当社取締役または執行役員として募集新株予約権を割当てられる者（以下「当社役員」という。）については、当社役員が有する報酬請求権と募集新株予約権の払込債務とを相殺し、当社子会社の取締役、監査役または執行役員として募集新株予約権を割当てられる者（以下「子会社役員」という。）については、当社が当該子会社の報酬支払債務を引受け、子会社役員が有する報酬請求権と募集新株予約権の払込債務とを相殺する。

- 1 3. 募集新株予約権を割当てる日  
2024年7月15日
- 1 4. 募集新株予約権と引き換えにする金銭の払込みの期日  
2024年7月15日
- 1 5. 募集新株予約権の行使請求受付場所  
当社総務室（またはその時々における当該業務担当部門）
- 1 6. 募集新株予約権の行使に際する払込取扱場所  
三菱UFJ信託銀行株式会社大阪支店（またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店）
- 1 7. 募集新株予約権の割当の対象者及びその人数並びに割当てる新株予約権の数  
当社 取締役（監査等委員を除く）3名に対し165個、監査等委員である取締役5名に対し50個、執行役員5名に対して160個  
当社子会社 取締役8名に対して350個、監査役1名に対し10個、執行役員9名に対して290個
- 1 8. その他募集新株予約権に関し必要な事項は代表取締役社長に一任する。

## ■業績連動条件付株式報酬型ストックオプション

1. 募集新株予約権の名称  
2024年7月発行新株予約権B（業績連動条件付株式報酬型ストックオプション）
2. 募集新株予約権の総数 370個  
上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。
3. 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数  
募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数は100株とする。  
ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、各募集新株予約権の目的である株式の数を次の算式により調整するものとする。  
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
  
調整後株式数は、株式分割の場合は当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合はその効力発生日以降、これを適用する。  
また、上記のほか、割当日後、各募集新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で各募集新株予約権の目的である株式の数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、各募集新株予約権の目的である株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

4. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各募集新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

5. 募集新株予約権を行使することができる期間

2024年7月16日から2054年7月15日まで

6. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

8. 募集新株予約権の取得条項

以下の(1)乃至(7)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 募集新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (6) 募集新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合（当該株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生じるものに限る。）承認の議案
- (7) 特別支配株主による株式売渡請求承認の議案

9. 組織再編における募集新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割または新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換または株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する募集新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新

株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記6. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項  
上記8. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件  
下記11. に準じて決定する。

#### 10. 募集新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

#### 11. その他の募集新株予約権の行使の条件

- (1) 当社が定める指標（連結営業利益及び連結ROIC）について、取締役会決議に基づき当社と新株予約権者の間で締結する新株予約権割当契約書（以下「新株予約権割当契約書」という。）の規定に従い、2026年度の当該指標の達成度に応じて、割当てられた新株予約権の0～100%の範囲で確定する権利行使可能な個数を行使することができる。
- (2) 新株予約権者は、上記5. の期間内において、当社及び全ての当社子会社の取締役（監査等委員を含む）、監査役、執行役員等役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日までの間に限り、当社と新株予約権者の間で締結する新株予約権割当契約書の規定に従い募集新株予約権を行使することができる。
- (3) 上記(2)に拘らず、新株予約権者は、以下の①または②に定める場合（ただし、②については、上記9. に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。
  - ① 2053年7月15日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合  
2053年7月16日から2054年7月15日まで

②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）

当該承認または決議日の翌日から15日間

1 2. 募集新株予約権の払込金額の算定方法

募集新株予約権を割当てる日におけるブラック・ショールズ・モデルにより算定した募集新株予約権の公正価額を払込金額とする。

上記により算出される金額は募集新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。

なお、当社取締役または執行役員として募集新株予約権を割当てられる者（以下「当社役員」という。）については、当社役員が有する報酬請求権と募集新株予約権の払込債務とを相殺し、当社子会社の取締役または執行役員として募集新株予約権を割当てられる者（以下「子会社役員」という。）については、当社が当該子会社の報酬支払債務を引受け、子会社役員が有する報酬請求権と募集新株予約権の払込債務とを相殺する。

1 3. 募集新株予約権を割当てる日

2024年7月15日

1 4. 募集新株予約権と引き換えにする金銭の払込みの期日

2024年7月15日

1 5. 募集新株予約権の行使請求受付場所

当社総務室（またはその時々における当該業務担当部門）

1 6. 募集新株予約権の行使に際する払込取扱場所

三菱UFJ信託銀行株式会社大阪支店（またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店）

1 7. 募集新株予約権の割当の対象者及びその人数並びに割当てる新株予約権の数

当社 取締役（非業務執行者を除く）2名に対し60個、執行役員5名に対して60個

当社子会社 取締役（非業務執行者を除く）7名に対して140個、執行役員9名に対して110個

1 8. その他募集新株予約権に関し必要な事項は代表取締役社長に一任する。

【業績連動条件】

業績連動条件付株式報酬型ストックオプションの行使条件として使用する指標は、当社中期経営計画の目標指標のひとつである連結営業利益と、資本効率性の指標である連結ROICとし、それぞれの目標数値と評価ウェイトは以下のとおりとします。

これら2026年度の当該指標の達成度に応じて、割当てた新株予約権の0～100%の範囲で権利行使可能な個数を確定するものとします。

指標	目標数値	ウェイト
2026年度連結営業利益	320億円	50%
2026年度連結ROIC	5.9%	50%

以上